保険薬局における
施設基準・書面掲示事項

患者さまに安心して薬局をご利用いただくために

有限会社プライム　｜　2026 年 6 月 1 日現在

本資料について
当社が運営する保険薬局で行っている薬学的管理や患者サービス、調剤報酬上の主な評価について、分かりやすくご案内するものです。実際に算定する項目は、患者さまの状態、処方内容、利用時間帯、各店舗の届出状況等により異なります。店舗ごとの届出施設基準は、各店舗の紹介ページをご確認ください。

この資料でご案内する主な内容

項目	概要
調剤管理・服薬指導	処方内容、服薬歴、副作用・アレルギー、重複・相互作用等を確認し、安全で適正な薬物療法を支援します。
明細書の発行	調剤報酬の算定項目が分かる明細書を、原則として無料で発行します。
医療情報・後発医薬品	オンライン資格確認等で得た情報の活用や、後発医薬品の使用促進、医薬品の安定供給に取り組みます。
かかりつけ・在宅・地域連携	届出や体制を備える店舗では、継続的な服薬支援、在宅訪問、災害・感染症対応等を行います。
選定療養・費用	長期収載品を患者さまの希望で選択した場合の特別料金などをご説明します。

1. 調剤管理料について

薬剤師は、患者さまやご家族から伺った服薬状況、投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、体質、生活状況、お薬手帳の情報などを確認します。そのうえで、処方された薬剤の用法・用量、重複投薬、相互作用、禁忌等を薬学的に分析・評価し、必要に応じて処方医へ確認や提案を行い、適切な調剤につなげます。

2. 服薬管理指導料について

調剤した薬剤について、効果、服用方法、使用上の注意、副作用、保管方法等を説明します。また、服薬期間中の体調変化、飲み忘れ、残薬、他の医療機関から処方された薬や市販薬・健康食品との併用状況などを確認し、必要に応じて継続的なフォローや医療機関への情報提供を行います。

患者さまの状況や来局間隔、手帳の持参状況、指導方法等により、算定される項目や点数は異なります。

3. 明細書の無料発行について

当社の保険薬局では、領収証を交付する際に、個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書を原則として無料で発行します。公費負担医療等により窓口でのお支払いがない場合も、対象となる方には明細書を発行します。明細書には使用した薬剤名や調

剤報酬の項目が記載されますので、代理の方が会計される場合など、発行を希望されない事情があるときは受付へお申し出ください。

4. 医療情報の取得・活用について

オンライン資格確認に対応する店舗では、患者さまの同意のもと、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を確認し、調剤や服薬指導に活用します。マイナ保険証の利用や電子処方箋等の仕組みを通じて、より安全で質の高い薬物療法の提供に努めます。

各店舗の対応状況および届出状況は、店舗紹介ページをご確認ください。

5. 後発医薬品と医薬品の安定供給について

当社では、患者さまのご希望や医師の指示、医薬品の供給状況を踏まえ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に取り組んでいます。医薬品の供給が不安定な場合には、治療を継続できるよう、同一成分・同一効能の別銘柄や剤形、後発医薬品等への変更について説明し、必要に応じて処方医と連携します。

6. かかりつけ薬剤師による支援

所定の要件を満たし、地方厚生局へ届け出ている店舗では、患者さまの同意に基づき、担当する薬剤師が継続して服薬状況を把握します。複数の医療機関から処方された薬、市販薬、健康食品等を一元的に確認し、重複、相互作用、副作用、残薬等について継続的に支援します。

7. 在宅医療への対応

在宅対応の体制を備えた店舗では、通院や来局が困難な患者さまに対し、医師の指示等に基づいて薬剤師がご自宅や入居施設を訪問し、薬剤の保管・管理、服薬状況、副作用、残薬等を確認します。医師、歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー等と情報を共有し、在宅療養を支援します。

8. 地域連携、災害・感染症発生時の対応

所定の体制を備えた店舗では、地域の医療機関、薬局、行政機関、介護事業者等と連携し、夜間・休日の相談、在宅医療、医薬品の供給、災害や新興感染症発生時の対応等に取り組みます。具体的な対応内容や連絡方法は店舗により異なります。

9. 夜間・休日等の調剤について

平日の夜間、土曜日、日曜日・祝日など、調剤報酬上定められた時間帯に処方箋を受け付けた場合は、夜間・休日等加算その他の時間外に関する評価を算定することがあります。対象となる時間帯は店舗の開局時間や受付状況によって異なります。

10. 長期収載品の選定療養について

後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）について、医療上の必要性がないにもかかわらず患者さまの希望で先発医薬品を選択する場合は、通常の一部負担金に加えて「特別の料金」が必要です。2026 年 6 月以降は、先発医薬品と最も薬価の高い後発医薬品との価格差の 2 分の 1 に相当する額に、消費税を加えた金額が特別の料金となります。

特別の料金がかからない主な場合

- 医師が医療上必要と判断し、処方箋にその旨が示されている場合
- 薬局で後発医薬品を提供することが困難な場合
- 制度上、選定療養の対象外となる場合

11. 保険外費用について

当社が運営する薬局では、薬剤容器代、在宅訪問に伴う交通費、医薬品の郵送費は徴収していません。

> 2026 年 6 月 1 日現在。制度変更や個別に特別な対応が必要となる場合は、事前に内容と費用をご説明します。

12. 店舗ごとの届出施設基準について

地方厚生局へ届け出ている調剤基本料、各種加算、在宅・かかりつけ薬剤師等の施設基準は店舗ごとに異なります。実際の届出内容は、当社ホームページの各店舗紹介ページに掲載しています。

各店舗のご案内：有限会社プライム公式サイト

参考・根拠資料

- 厚生労働省「令和 8 年度診療報酬改定について」
- 厚生労働省 保医発 0327 第 6 号「掲示事項等告示及び選定療養等の取扱い」
- 東北厚生局「令和 8 年度診療（調剤）報酬等改定について」

※本資料は患者さま向けの概要です。個別の算定内容や自己負担額は、処方内容、保険区分、店舗の届出状況等により異なります。詳しくは各店舗の薬剤師へお尋ねください。